

建 築 指 導 課 長
都 市 整 備 課 長
空 家 対 策 担 当 課 長
生 活 環 境 課 長
住 宅 課 長
防 災 安 全 課 長

オンライン参加可能

一般社団法人 日本経営協会
理事長 引野 隆志

NOMA行政管理講座開催(ご案内)

空家等対策特別措置法・空き家対策関連法と具体的対応

<令和7年10月3日(金)>

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本会事業活動には、平素より格別のご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

全国的に有効活用されていない空き家が増加している状況に対応し、平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行されました。昨年令和5年12月には同法の改正法が施行されています。

そこで、改正部分を含めた空家特措法全般はもちろんのこと、関係する法令についても確認していただき、空き家対策や行政代執行への取組みなどについて理解を深めていただきます。

時節柄公務ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係各位多数のご参加をおすすめ申し上げます。

敬 具

記

日 時：令和7年10月3日(金) 10:00～16:00
(9:30から受付)

講 師：秋法律事務所 弁護士 あきやま かずひろ 秋山 一弘 氏

参加方法：[会場参加] 日本経営協会内専用教室
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-31-11
(住友不動産新宿南口ビル 13 階)
[オンライン参加] Zoom による Live 配信

参 加 料：会員(1 名) 36,300 円(税込)
(負担金) 一般(1 名) 39,600 円(税込)

申込方法：本会ホームページから講座名を検索していただき、お申込みください。

- ※令和6年度より、FAXでのお申込みは廃止いたしました。
- ・講座開催日の約1か月前より順次、参加券および請求書をご連絡担当者宛にお送りいたします。
- ・開催3営業日前までに参加券が届かない場合は、お手数ですがご連絡ください。
- ・お申込みは5営業日前までお願いいたします。
- ・定員になり次第締め切らせていただきます。受付状況は、本会ホームページからご確認ください。

キャンセル：お申込み後、キャンセルされる場合は必ず事前にご連絡下さい。

会場参加の場合、開催日の3営業日前～前日のキャンセルは参加料の30%、開催当日のキャンセル・ご欠席は100%をキャンセル料として申し受けます。オンライン参加の場合は、開催日の5営業日前～当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。

その他：参加者が少数の場合、天災、その他の不可抗力の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

○オンライン参加での留意事項

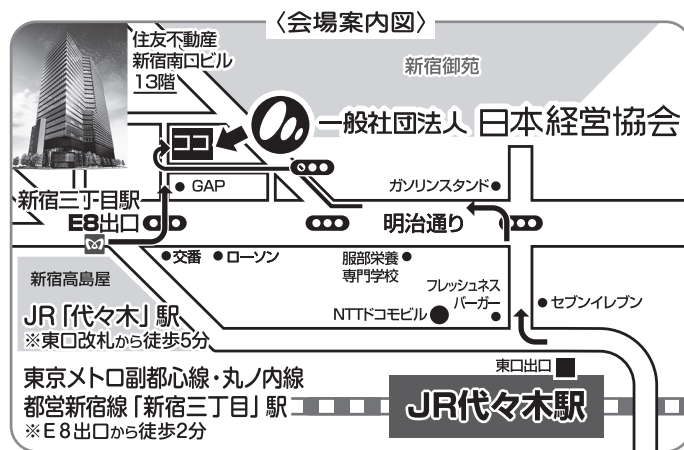
- ・オンライン参加の場合、セミナー実施3営業日前を目途に、ZOOM ID等をメールにてお知らせいたします。
- ・お申込みをいただいた参加者のみご受講をお願いします。お申込みをいただいていない方の配信閲覧は堅くお断りいたします。

お申込み
お問合せ先



一般社団法人 日本経営協会

(お問合せは平日の月曜日～金曜日の9:15～17:15にお願いいたします)



本部事務局 企画研修グループ

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-31-11

TEL (03) 6632-7139

E-mail: tks@noma.or.jp URL http://www.noma.or.jp

▶ プログラム ◀

I はじめに

1. 空家特措法制定の意義
2. 所有者等の責務と市町村の責務・役割との関係性
3. 空家特措法の目的と用語の定義

II 空家特措法等に基づく諸施策

1. 空家等対策計画の策定
2. 協議会の設置と構成員
3. 空家等に関する調査
4. 所有者等の特定（相続人が不明の場合等の対応を含む）
5. データベースの整備
6. 所有者等への情報提供、助言その他必要な援助
7. 空家等及び空家等の跡地の利活用
8. 地方住宅供給公社、都市再生機構、住宅金融支援機構との連携
9. 空家等管理活用支援法人の活用
10. 条例制定による対応
11. 弁護士会との連携

III 管理不全空家等に対する措置

IV 特定空家等に対する具体的対応

1. 基本となる考え方
2. 措置をするために検討事項
3. 特定空家等の物的状態

4. 立入調査の必要性和限界

5. 報告徴収権

6. 特定空家等に対する措置

- (1) 相手方の確認
- (2) 助言指導の方法
- (3) 勧告の方法
- (4) 命令の方法
- (5) 行政代執行の要件と手続き
- (6) 略式代執行の要件と手続き
- (7) 過料（要件と手続きなど）
- (8) 代執行の実例について（除却、代執行費用の回収など）

V 市町村に対する援助

VI その他の事項

1. 他の行政関係法令との関係について
建築基準法、消防法、廃棄物処理法、道路法など
2. 所有者不明土地問題に関連した改正の概要
・ 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律
・ 不動産登記制度の見直し（相続登記や住所変更の義務化など）
3. 民法の関連条文の確認
共有、所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令、管理不全土地管理命令及び管理不全建物管理命令、事務管理、所有者等の損害賠償責任、相続など

講師紹介

秋法律事務所 弁護士

平成22年4月～平成25年3月
平成26年～

平成28年～

平成29年～

平成30年～

令和元年7月～

令和元年11月～

令和3年4月～

令和3年7月～

令和4年4月～

令和5年1月～

令和7年1月～

【著書】 仲江利政＝村田哲夫・編集『Q & A 自治体職員のための個人責任（自治体法律顧問シリーズ）』、共著『Q & A 自治体のための空家対策ハンドブック』、自治体法制執務研究会編著『Q & A 実務解説 法制執務』

あきやま かずひろ

秋山 一弘氏

早稲田大学政治経済学部経済学科卒業
東京都町田市で特定任期付職員（法務担当課長）として勤務
日本弁護士連合会法律サービス展開本部自治体等連携センター委員
第二東京弁護士会行政連携センター部会副委員長、大田区特定個人情報保護評価第三者点検委員会委員
町田市特定空家等審議会委員、原子力発電環境整備機構情報公開審査委員会委員
東京都市町村研修所 民法をご担当（隔年）
東京留米市行政不服審査審理員、多摩市街づくり審査会委員
小金井市行政不服審査会委員
西東京市空き家等対策協議会委員
中野区地域精神保健連絡協議会委員
東京都教育委員会訟務員/町田市感染症の診査に関する協議会委員
北区環境審議会臨時委員
江戸川区行政不服審査会委員
青梅市空き家等対策審議会委員
府中市土地利用景観調整審査会委員

※当日は最新の情報を反映する等、予告なく一部内容を変更する場合がございます。予めご了承ください。

※令和6年度より、FAXでのお申込は廃止いたしました。

下記URLよりお申込みください。

<https://www.noma.or.jp/seminar/tabid/138/Default.aspx>

NOMA 講座

検索

NOMA
NIPPON OMNI-MANAGEMENT ASSOCIATION